

北國銀行定款

第1章 総則

第1条（商号）当銀行は、株式会社北國銀行と称し、英文では、The Hokkoku Bank, Ltd. と記する。

第2条（目的）当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条（本店の所在地）当銀行は、本店を金沢市に置く。

第4条（機関）当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、金沢市で発行する北國新聞および日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、5,825 万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第 10 条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）当銀行の単元未満株式を有する株主は、取締役会において定める株式取扱規程により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

- (1) 当銀行は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行において取扱わない。

第 12 条（株式の譲渡制限）当銀行の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

第 13 条（株式取扱規程）当銀行の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条（招集）

- (1) 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。
- (2) 当銀行の株主総会は、金沢市で開催する。

第15条（招集権者および議長）

- (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）

に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

- (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

- (1) 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- (2) 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

4章 取締役および取締役会

第 19 条（員数）当銀行の取締役は、15名以内とする。

第 20 条（選任方法）

- (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

- (1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の

決議があつたものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条（員数）当銀行の監査役は、5 名以内とする。

第 30 条（選任方法）

- (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条（任期）

- (1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤の監査役）監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

- (1) 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（監査役会規程）監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条（報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条（監査役の責任限定契約）当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第 6 章 会計監査人

第 37 条（選任方法）会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 38 条（任期）

- (1) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

第 39 条（事業年度）当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）当銀行は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

- (1) 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（中間配当）当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づく中間配当をすることができる。

改正履歴

昭和 26 年 10 月 30 日改正

昭和 27 年 10 月 30 日改正

昭和 28 年 5 月 6 日改正

昭和 29 年 5 月 6 日改正

昭和 29 年 11 月 5 日改正

昭和 30 年 5 月 6 日改正

昭和 30 年 11 月 4 日改正

昭和 32 年 11 月 6 日改正

昭和 34 年 5 月 6 日改正

昭和 39 年 5 月 6 日改正

昭和 42 年 5 月 6 日改正

昭和 45 年 5 月 6 日改正

昭和 47 年 11 月 6 日改正

昭和 49 年 11 月 8 日改正

昭和 50 年 5 月 8 日改正

昭和 53 年 12 月 22 日改正

昭和56年 6月23日改正
昭和57年 6月23日改正
昭和60年 6月28日改正
昭和62年 6月26日改正
平成3年 6月27日改正
平成5年 6月29日改正
平成6年 6月29日改正
平成10年 6月26日改正
平成12年 6月29日改正
平成14年 6月27日改正
平成15年 6月27日改正
平成16年 6月29日改正
平成18年 6月29日改正
平成21年 6月26日改正
平成27年 6月26日改正
平成29年10月 1日改正
令和3年10月 1日改正
2025年 3月 1日改正